

大津市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、大津市長から財務監査（定期監査及び随時監査（工事監査））の結果に基づき講じた措置の内容の通知があったので、同項の規定に基づき当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和4年6月27日

大津市監査委員	土	屋	薫
同	津	田	穂
同	山	本	久
同	浅	井	貴
			博

【定期監査】

1 備品の適正な管理について

- (1) 監査執行対象機関名 総務部契約検査課
- (2) 監査執行日 令和3年10月12日
- (3) 監査の結果

大津市財務規則（平成9年規則第73号）においては、職員が専ら使用する机、椅子及び更衣ロッカーは、供用備品として、契約検査課が購入し（第136条第1項）、各課において供用備品を必要とするときは、各課の出納員は契約検査課長に供用備品の交付を申請し、交付があった場合、同課長及び各課の出納員は、備品台帳を整理しなければならない（第140条）と規定している。また、供用備品の返納（第141条）、所管換え（第142条）、廃棄等（第143条）の場合についても同様の手続を規定している。

当年度の定期監査において抽出により実査したところ、備品台帳一覧表に記載があるものの現物が見当たらないものが散見された。前回の定期監査において、棚卸により当該一覧表と突合されていないことに対して指導したにもかかわらず、改善されていない状態であった。

同課が同規則に基づき策定した備品管理マニュアルは、冒頭に「物品の受入れは公金の支出による「購入」若しくは「寄付」によるものであることから、その管理及び取扱いには十分な注意を払う必要がある」と記載しており、規則に則った適正な備品管理事務に努められたい。

また、当該一覧表には低価格の備品が多数記載されているが、備品管理事務の適正化や効率化の観点から、他都市の状況等を勘案し同規則第134条第1項に規定する備品と消耗品の分類の見直しを検討されたい。

- (4) 措置状況報告日 令和4年5月30日
- (5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

御指摘のあった備品台帳に記載があるものの現物が見当たらない供用備品については、備品台帳及び保管している備品ラベルを確認した上で、廃棄済みと判断したものについては備品台帳から登録を抹消しました。今後は、備品異動等の漏れがないかを再度確認するとともに、定期的に棚卸を行い、規則に則った適正な備品管理に努めてまいります。

また、同規則第134条第1項に規定する物品の分類に係る見直しについては、他都市の状況を調査し、価格や見直し時期等を検討した上で進めてまいります。

【随時監査（工事監査）】

1 工事の適正な執行について

- (1) 監査執行対象機関名 環境部北部クリーンセンター
- (2) 監査執行日 令和4年1月13日
- (3) 監査の結果

監査した限り、重要な点において、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認められたが、一部、予定価格が130万円を超えないため地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号の規定により随意契約された工事（以下「小額工事」という。）において、施設における擁壁に付帯する屋外階段を新設するに当たり、その手摺^{てすり}の設置工事を屋外階段設置工事から分離して発注するという不適正な事案が確認された。

工事の施行については、契約事務を所管する総務部契約検査課が工事発注課に対し、毎年その留意点を年度当初に通知しているが、小額工事に関しては当該通知文において、施工及び契約事務の適正化を図るために策定した「大津市小額工事（委託）の随意契約ガイドライン」（平成22年1月4日。最終改正令和3年11月4日。以下「ガイドライン」という。）に基づき、同課の長の責任において、見積書を始め施行伺書の内容を十分に確認し、特に、同一施工場所及び同一業務で、本来であれば競争入札により発注すべきものを、作為的に小額工事に分割して発注することがないよう強く求めている。

また、不祥事再発防止対策の一環として、小額契約見積りチェックリストによりチェック項目を確認し施行伺書に添付した上で、契約検査課へ提出することを求めている。

過去の監査の結果においても、ガイドラインを逸脱した事案が散見される旨を指摘するとともに、チェックリストの作成及び確認が形骸化していると警鐘を鳴らしたところであり、同課においてガイドラインの周知徹底に努めているにもかかわらず、このような事案が続くことは内部統制の欠如といわざるを得ない。

小額工事発注課においては、ガイドラインを再度確認し、小額契約見積チェックリストに真剣に向き合い、契約事務の適正な執行に努められたい。

(4) 措置状況報告日 令和4年5月30日

(5) 当該監査の結果に基づき講じた措置の内容

北部クリーンセンター外部階段設置工事は、措置済みの維持管理予算のうちから執行し、建設中の新たな焼却施設棟の周囲における外構工事との関係から令和3年12月24日までに完了する必要があるため、当初は手摺を設置しない設計により施工したものです。

その後、作業の進捗に伴い、手摺がない階段についての安全管理上の懸念が生じたことにより、建築基準法施行令の規定に準じて手摺の設置が必要であると判断したため、別工事として手摺設置工事を執行したものです。その結果、互いに関係する2件の工事については、近接する期日に同一業者と契約を締結することとなり、ガイドラインの規定に照らして適正性を欠くものとなりました。

改めて、本件を振り返りますと、①屋外階段設置工事を検討する際に建築基準法施行令第25条の規定を確かめなかったこと、②密接不可分な階段と手摺を一体施工に改める必要があることを意識できなかったこと、③ガイドラインの趣旨や規定に対する認識が足りなかったこと、④担当者の知識及び経験の不足を補うための管理職員による確認が不十分であったこと、⑤業務執行上のコミュニケーションが足りていなかったこと、が原因であったと認識しています。

以上のことを踏まえ、①工作物の新設に当たっては関係法令を確認すること、②事業執行の経済性の向上に努めるとともに、工事内容の合理性を明確にすること、③ガイドラインの趣旨や規定に適合させるため、職員は職位ごとの役割を理解し、これを果たすこと、④業務上のコミュニケーションを積極的に行うこと、について改善を図り、既に適正な事務執行に向けた取組を行っているところです。今後はこのようなことが繰り返されることのないよう、適正な工事発注を徹底します。